

R8.4.1～子ども医療拡大（高校生世代の入院、通院） Q&A

Q1.資格確認書とは何ですか？（資格情報のお知らせとはなんですか？）

A1.資格確認書とはマイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに交付されるもので、従来の健康保険証の代わりとなるものです。

資格情報のお知らせとはマイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。

Q2.資格確認書がありません。

A2.マイナ保険証を利用されている方には資格確認書が交付されないことがあります。マイナ保険証を利用されている方は資格情報のお知らせの写しを申請書に添付してください。

Q3.マイナ保険証を利用しているが、資格情報のお知らせが手元にありません。

A3.資格情報のお知らせの再交付はお子様が加入している健康保険組合にお問い合わせください。

※資格情報のお知らせではありませんが、マイナポータルから「医療保険の資格情報」の確認が可能です。子ども医療の申請は「医療保険の資格情報」でも受け付けていますのでよろしければご活用ください。

「医療保険の資格情報」の保存手順

- ① お子様のマイナポータルにログインする。
- ② 「健康保険証」を押す。
- ③ 「資格情報を PDF で保存」を押すとスマホに保存できます。
- ④ 電子申請の場合は③をアップロードしてください。郵送申請の場合は③を印刷し申請書に添付してください。

（参考：厚生労働省ウェブページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50657.html）

Q4.申請書や電子申請にある「支給対象者氏名」には、だれの名前を記入すればいいですか。

A4.支給対象者氏名は子ども医療費受給者証の保護者欄に記載されますので、同居の保護者氏名を記入してください。

Q5.申請書が届かないのはどうしてですか。

A5.申請書を送付しているのは令和8年4月から新高校2・3年生世代になるお子様です。令和8年4月に新高校1年生以下のお子様には送付していません。（新高校1年生世代のお子様には令和8年3月ごろに有効期間を延長した受給者証を自動で送付します。新中学3年生以下のお子様には有効期間が終わる前にご案内します。）

また、新高校2・3年生世代であっても、以下の方には申請書を送付していません。現在ご利用いただいている医療費の補助制度を引き続きご利用ください。

- ① 障害者医療費受給者証（オレンジ色）、母子家庭等医療費受給者証（水色）、精神障害者医療費（全疾病）受給者証（緑色）などの受給者証をすでに持っていて、医療費が無料になっている方

② 生活保護を受けている方

Q6.申請締め切り（R8.1.23）が過ぎてしまったらどうすればいいですか。

A6.郵送申請であれば締め切り後でも受け付けしていますので、申請書に保険資格のわかるものの写しを添えてご申請ください。ただし、受給者証の送付が遅れてしまう場合があります。

Q7.高校生でない場合も子ども医療の対象になりますか。

A7.子ども医療は、学生ではない方や働いている方も 18 歳を迎えた年の年度末までの方であれば対象になります。

Q8.留学などにより、19 歳で高校 3 年生ですが、子ども医療の対象になりますか。

A8.令和 8 年 4 月から拡大する子ども医療が交付できるのは 18 歳を迎えた年の年度末までの方ですので、高校に通っていても対象なりません。